

【過払い金】

消費者金融業者やクレジット会社は、利息制限法の法定利率(15%~20%)を超える高い金利で貸付を行っている場合があります。この場合、法定利率で再計算すれば、借金が減る場合があります。特に、借入期間が長ければ、返済しすぎたお金(過払い金)が戻ってくる場合があります。



50万円を利率**18.0%**で借りて、月々**13,000円**ずつ返済



58回
(4年10ヶ月)で返済が完了

無理なくも完済。



約**25万円**の利息を払う

例えば...



50万円を利率**29.2%**で借りて、月々**13,000円**ずつ返済

109回
(9年1ヶ月)で返済が完了



まだまだ終わらない!!



やっと終わった...

約**100万円**の利息を払う

過払い金が約**75万円!**

返済完了

現在借りている利率を確認し、消費生活センターへご相談ください。

県の消費生活センターの相談窓口では、相談者から借金の状況等をお聞きした上で、弁護士や司法書士との面談予約をします。弁護士や司法書士と話し合っ、適切な借金整理方法を決め、過払い金がある場合の返還等も含め、必要な手続きを進めます。(初回の相談は無料です。)

借金整理屋にご注意を!

雑誌やダイレクトメールで、「借金を一本化しましょう」「低金利で融資します」という広告を見かけますが、中には借金整理のための多額な着手金や手数料を取って、整理を全くしない悪質な事業者もいます。

借金の整理をする際は、公的機関や信頼できる弁護士、司法書士に相談することが一番安心です。



多重債務相談窓口 青森県消費生活センター

- 青森相談室 ☎017-722-3343 (平日9:00~18:00 土・日・祝 10:00~16:00)
- 弘前相談室 ☎0172-36-4500 (平日9:00~17:00)

- 八戸相談室 ☎0178-27-3381 (平日9:00~17:00)
- むつ相談室 ☎0175-22-7051 (平日9:00~17:00)

ヤミ金については、最寄りの警察署へ!

借金問題の解決方法は必ずあります。まずはご相談を
借金返済のために借金を繰り返していませんか?
多重債務者の多くは、目先の返済に追われて、返済と借入を繰り返す自転車操業状態になっています。
また、今後は貸付規制により融資を受けられなくなった多重債務者がヤミ金融から借りて、
本人や家族の生活まで破壊される事態が起こるおそれもあります。